

平成26年8月定例教育委員会会議録

平成26年度塩尻市教育委員会8月定例教育委員会が、平成26年8月21日、午後0時30分、塩尻総合文化センター302多目的室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
報告第2号 9月の行事予定等について
報告第3号 後援・共催について
報告第4号 平成26年度 第28回全国短歌フォーラム in 塩尻（一般の部）投稿数

4 議 事

- 議事第1号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

5 その他

- その他第1号 教育委員会事務局に係る条例等の制定及び改正（案）
その他第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

6 閉 会

○ 出席委員

委員長	小 澤 嘉 和	職務代理者	渡 辺 庸 子
委員	小 島 佳 子	委員	石 井 實
教育長	山 田 富 康		

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	保 科 隆 保	こども教育部次長 (教育総務課長)	小 林 克 則
こども課長	羽 多 野 繁 春	家庭支援室長	百 瀬 公 章
生涯学習部長	岩 垂 俊 彦	生涯学習部次長 (スポーツ振興課長)	青 木 実
社会教育課長	百 瀬 義 幸	社会教育課専門幹	渡 邊 泰
平出博物館館長	小 林 康 男	男女共同参画・人権 課長	寺 澤 好 則
市民交流センター長 (図書館長)	伊 東 直 登	市民交流センター次 長 (交流支援課長)	小 澤 和 江
子育て支援センター 所長	掛 川 佳 子		

○ 事務局出席者

教育企画係長

米 窪 昌 紀

学校支援係長

太 田 文 和

1 開会

小澤委員長 こんにちは。石井委員から所用のために少々遅れるとの連絡が入っておりますので御承知おきください。

ただいまから8月の定例教育委員会を開会いたします。よろしくお祈りいたします。初めに本日の会議資料の差しかえと追加がありますので、事務局からお願いいたします。

米窪教育企画係長 本日、その他案件に追加が1件あります。お手元にお配りさせていただきました次第の差しかえと、資料No. 7の追加をお願いいたします。

小澤委員長 そのようにお願いいたします。

2 前回会議録の承認について

小澤委員長 次第に従いまして、2番の前回会議録の承認について、事務局からお願いいたします。

米窪教育企画係長 前回、7月定例教育委員会の会議録につきましては、既に御確認をいただいております。本会議終了後に御署名をいただきますので、よろしくお祈りいたします。

小澤委員長 委員の皆さん、よろしいでしょうか。そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

小澤委員長 3番の教育長報告に入ります。教育長から総括的にお願いいたします。

山田教育長 学校のほうは、夏休みがほぼ終わってきたわけでありましてけれども、この夏休みの間は不安定な気象状況が続きました。からっと晴れる日が少なく、雨の降る日が多くありました。このことは子供たちの休みの生活に少なからず影響を与えたのではないかなと思っております。そうした中ですが、富山県朝日ヒスイ海岸で水難事故にあった吉田小学校の5年生男子児童であります。現在も意識不明の状態が続いております。御家族を初め、学校を含めた全ての関係者の皆様方とともに、早く回復することを心より祈りたいと思っております。こうした事故を受け、これから先、保育園や学校生活においても、また家庭生活や地域での生活においても、命を守る安全については改めて十分な注意を払い、二度と悲しい事故の起きないよう取り組んでまいりたいと思っております。

さて、市内の多くの学校では夏休みが終了して、本日までに2学期が始まりました。また、市内の保育園でも通常の保育に戻っております。これから秋の深まりとともに学校教育においても、また生涯学習においても多くの行事や事業が展開されます。名実ともに実りの季節を迎えられるよう、私たちも協働の志を持って取り組んでまいりたいと、そのように思います。

それでは、今回は主な行事等報告に関して、第10回市民音楽祭と短歌大学第99講、また本の寺子屋について報告をいたします。

7月20日に行われた市民音楽祭（コーラスの部）では、出場団体が昨年度より4団体ふえました。21団体となっております。今回は小・中・高の学校単位の合唱に、新しくレザン少年少女合唱団が加わりました。学生の合唱団がふえ、それぞれが透き通ったハーモニーを聞かせてくれました。また、成人合唱団も成熟した合唱を聞かせてくれました。加えて家族による見事な演奏もあり、合唱という部門において本市の文化的な活動の豊かさが実感されました。同じように、これまで管

弦楽の部も盛大に開催されましたし、あす、あさってには、木曾平沢うるしの里広場でバンドの部が開催されます。こうした団体を含めて本市における音楽活動が、市民の文化的に豊かな生活づくりの一端を担っているということで、うれしく思います。

文化の豊かさに関しては、8月3日に開かれた短歌大学についても同じことが言えるかと思えます。今回は、歌人の永田和宏先生を招いての講演でした。先生は藤原俊成の古来風体抄という書物を引きながら桜を例に、日本では長い年月の中で桜を美しいと思う心から桜の歌が詠まれ、桜を詠んだ秀歌に触れることにより、人々は桜を一層美しいと感ずるようになったと。こうして私たちは、歌を仲立ちに諸外国の人と比べ、自然との深いつながりによって感性豊かに生きるようになったのではないかと話されました。その上で、どこかで覚え聞いたことのある秀歌の幾つかが私たちの日常生活の中で、折節にあらわれることで目の前の風景は際立ち、生きることの豊かさが実感されるのではないかと話されました。今回も受講者にとっては至福のひとつとなりました。このようにして積み上げてきた短歌大学ですけれども、今回は第99講を数えるに至りました。短歌大学は平成4年10月に短歌館が開設されるのと同時に開催を始めましたから、優に20年を超えて息長く続けられてきているものであります。この間、多くの人を受講し、短歌の世界を楽しむとともに自作の歌づくりに生かしてきたのではないかなと思います。短歌大学は、次回10月12日に記念すべき第100講を迎え、記念として短歌に関するミニコンサートが企画されているところであります。100講を節に、この感性と五感とを育む豊かな文化を市民の間にじわじわと広げながら、未来につなげていきたいものだなあと感じたところであります。

最後に本の寺子屋、「学校図書館が変われば子どもが変わる、教育が変わる」と題した五十嵐絹子氏の講演について報告いたします。本の寺子屋は2012年に本の可能性を考える機会を広く提供するとして設置されております。本年度は3年目を迎えておりますけれども、この間、多くの講演会、朗読会、対談、企画展などが催されてまいりました。その中で、学校図書館のあり方にしっかりと焦点を当てた講演会は、今回が初めてであったのではないかなと思います。今回の寺子屋は講師自身の思いの根底に流れる、学校図書館は必ず全ての子供の豊かな心と確かな学力を育むことに貢献できるという可能性を信頼する熱い心がほとばしり出るものでありました。学校図書館の現状の課題を解決し、変えていくために何にどう取り組んできたのか、多くの事例をもとに具体的に話していただきました。その中で、全ての子供に本を読む喜びと、読書力を培うことのできる図書館に変わることによって、聞いて、読んで、話して、豊かに想像し、考えて表現するといった力、また対象に興味関心を抱いて本を味方にみずからの力でそこに深く分け入っていく力などが生まれ、その過程で確かに子供が変わり、教育が変わるんだということを実感と確信を持って私どもに伝えていただきました。この講演会を機会に、これから幾つかの前向きな取り組みが動きだし、それが有機的に結びついて各学校図書館が変わっていくといいなと、そのように思ったところであります。以上で、報告を終わります。

小澤委員長 ありがとうございます。教育長にさらにお聞きしたい点等ありますか。

○報告第1号 主な行事等報告について

小澤委員長 それでは、報告第1号、主な行事等報告についてであります。資料の1ページから5ページであります。委員の皆様方、行事に参加された中で感じた点等、お寄せください。

小島委員 特別支援教育研修会についてお聞きしたいのですが、市内小中学校の教職員を対象に1日目は147名、2日目95名の参加者ございますが、これは、希望者が研修会に参加したのでしょうか。それとも各学校人数が均等に割り当てられて出席したのでしょうか。お聞きしたいのですが。

百瀬家庭支援室長 希望者ということではなくて、1日目は小学校の先生方を対象に、2日目は中学

校の先生方を対象にし、先生方もさまざまな行事とかありまして来れない方もいらっしゃいましたけれども、全教職員を対象に実施をさせていただきました。

小島委員 ありがとうございます。

小澤委員長 それでは、私から1つお願いします。夏休みに入りまして、いろいろな団体で教職員向けの研修が開講されておりました。私も幾つかに参加させていただきました。どの研修会からも教職員の学習の強さ、あるいは常に時流に合った知識とか技を身につけようとする意気込みが、教職員の受講の姿から感じとることができました。そんな中、女性の参加者が非常に多い。これは何を物語っているのかなあと自問をしてみましたけれども、また宿題にしていきたいと思います。

さらに先日、ある新聞のコラムの中にこんな言葉がありました。ユニバーサルデザインは、障害者や高齢者、いわゆる生活弱者のためのものという誤解があるけれども、このユニバーサルデザインの狙いとするところは、性別、年齢、文化、歴史、言語等々、多様性、違いをお互いに理解をして、自分たちの生活の中に個々の存在を確かにしていく、このことが狙いであると、そう書いてあったわけでありまして。夏休みの研修とその言葉を重ねたときに、研修の狙いというのは全てここに帰着するなあと、こんなことを思いながら感じさせていただきました。私たちも教育行政を推進するに当たっては、このユニバーサルデザイン、これを根底に置いていくのが時流に合っているのかなど、そんなことを思いました。

行事等報告、よろしいでしょうか。

○報告第2号 9月の行事予定等について

小澤委員長 2号、9月の行事予定であります。目で追って見てください。全員で参加するもの、たくさんあります。3日塩尻中、4日広陵中、6日は市の社会福祉大会です。7日ひらいで遺跡まつり、8日吉田小学校、13日木育フェスティバル、16日木曾檜川小学校、17日宗賀小学校、18日東小と片丘小、これは分れるかと思えます。20日ころ運動会が多分入ってくるだろうと思えます。22日は、塩尻西小学校、25日は定例教育委員会、27日に先ほどの短歌フォーラムがあります。9月、たくさん出る機会があるわけでありましてけれども、御確認いただければと思います。予定表について御意見等はございますでしょうか。

○報告第3号 後援・共催について

小澤委員長 報告第3号、後援・共催であります。資料の7ページから10ページ、いかがでしょうか。不承認が1つありましたけれども、例年どおりだと思います。よろしいでしょうか。

○報告第4号 平成26年度 第28回全国短歌フォーラム in 塩尻（一般の部）投稿数

小澤委員長 報告第4号、短歌フォーラム in 塩尻の投稿数についてであります。資料ナンバー11ページです。それでは、課長お願いします。

百瀬社会教育課長 それでは、お願いいたします。本年度開催されます第28回の全国短歌フォーラム in 塩尻でございますが、一般の部の8月7日現在、投稿数を報告申し上げます。まず一番上の表になりますが、投稿者数の一覧となっております。昨年に比べまして市内、県内からの投稿者数が61名減少しており、県外からの投稿者が44名増加という結果になりました。もう少し市内・県内の皆さんが頑張っていれば、昨年並みというようなことになりましたが、おおよそ昨年並みという投稿者数になっております。それで、海外から2とありますけれども、昨年同様、韓国からお二人が投稿されたということでもあります。

2つ目の丸でございますが、投稿をいただいた歌の数です。自由題と題詠歌というなことで、ひ

とり2首投稿していただけるわけですが、この合計が昨年と比べて68首、減少したという結果です。おおよそ昨年並みというようなことで、大きく減少せずによかったと思っております。

それと、3つ目と4つ目の表ですけれども、これは短歌フォーラムへの参加者、宿泊者、みてある記等の参加希望状況になります。昨年度とほぼ同数ということになりますが、フォーラム終了後に総合文化センターの講堂で選者の皆さんと一緒に懇親会をしていただくわけですが、昨年より36人多く希望してらっしゃるということです。以上が8月7日現在のまとめとなっております。

小澤委員長 ありがとうございます。この投稿数等々をお聞きして、質問あるいは御意見ございますでしょうか。

1点、よろしいでしょうか。課長さん、今、例年並みで安堵だと、そういう感想を述べましたけれども、私はあえて言わせていただきますと、昨年の題は「馬」でありました。ちょっとなじみがないなあと。ことしは「宿」、それから観光課主催の宿場400年、これなんかも後押しして相当投稿数がふえるのではないかと、そんな期待もあったわけでありましてけれども、意外な結果をいただいて、気を落としたわけでありまして。殊に市内の落ち込みが多くて課題を感じます。県外が多い、その理由を自分なりに考えたときに、やっぱりあの選者の一流の方々の魅力というか、すごさとかに引かれる。あるいは塩尻短歌フォーラムのブランド力、これに引かれて県外はふえてきている。これは好ましいことでもあります。でもこのことが一般市民には理解されていない。ここに課題があるんだろうなあってことを思います。先ほども100回目の短歌の講習と言いますか、学習会がある。そういう積み重ねがあって底上げを図っているわけでありましてけれども、県外の方と同じように、選者の魅力というか、すごさっていうのをもうちょっと感じてもらえるような試み、あるいはフォーラムが2つあるわけでありまして。一般の方と、学生の方がある。ここに一般の市民が足を運ぶ、ここへの試みをしていただくことが必要なかなってことを思いました。すぐ答えを求めるとは無理でありますので、心にとめておいていただければと思います。

4 議 事

○議事第1号 全国学力・学習状況調査結果の公表について

小澤委員長 議事に入りたいと思います。事務局から全国学力・学習状況調査結果の公表についての説明をお願いします。

小林こども教育部次長（教育総務課長） それでは、議事第1号、資料No. 5をお願いいたします。

12ページになります。議事第1号について御説明申し上げます。全国学力・学習状況調査結果の公表についてでございますが、本年4月22日に小学校6年生、それから中学校3年生を対象に悉皆調査が行われました全国学力・学習状況調査であります。1番の趣旨でございますように、文部科学省の定めました平成26年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領では、本調査結果の公表について取り扱いが改正されまして、保護者や地域住民に対する説明責任を果たす一面も認識しつつ、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等に十分配慮しながら、教育委員会は市町村における公立学校全体の結果について数値の公表ができるとされております。

また、数値の公表に当たっては、国の実施要領におきましては、具体的な留意点を踏まえております。公表内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるように判断すること。それから、公表する場合は、単なる平均正答数や平均正答率などの数値公表だけではなく、調査結果の分析結果及び今後の改善方策等も示すこと。それからまた、教育委員会は、公表内容等について学校と事前に十分相談して、平均正答数や平均正答率などの数値について、一覧公表や順位付公表などは行わないこと。また、調査の目的や調査結果は、学力の特定の一部である

こと、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。それから児童生徒の個人情報保護を図ること。それから学校や地域の実情に応じて適切な措置を行うことの、以上6点の留意点を求めています。

教育委員会につきましては、従来本調査結果の公表に当たりましては、全国平均や県平均等の比較した傾向ですとか、問題別の回答傾向を文章として表現し、公表してきたところでございます。国の実施要領の改正を受けまして、教育委員会事務局といたしましては、全国学力・学習状況調査の結果の公表方針の制定に当たって、次の3点から検討を行っております。1点目は、市教育委員会としての全市小中学校別の調査結果の公表の是非でございます。2点目につきましては、市教育委員会として、全市小中学校全体の調査結果数値の公表の是非。それから3点目は、各学校個別での調査結果、数値の公表の是非について、でございます。こちらの点につきましては、12ページの3番の経過及び予定のですね、1番から5番までの部分になりますけれども、市校長会での意見交換、それから教育委員会の協議会での意見交換を経る中で、本日の事務局案といたしまして、2番の公表方法の提出をさせていただいているものでございます。

まず、検討ポイントの1点の教育委員会としての小中学校個別の結果の公表ということにつきましては、学校の序列化に直結してしまうということを踏まえまして、まず、(1)の市教育委員会の公表方法のAということでございますが、市全体の状況を公表し、個々の学校名を明らかにした公表はしないという方針でございます。

それから、検討ポイント2点目、市教育委員会としての全市の小中学校全体の調査結果の数値の公表につきましては、いろいろな協議、校長会等でも御意見をいただいております中、また教育委員会協議会の中でも御意見いただいておりますけれども、学力テストの対象者が毎年変わっていくこと。また点数をとることに今後、教育の現場が重点を置かれてしまうこと。それから点数比較による保護者が学校の序列化をしてしまうことが心配されること等の課題。それから公表は学力テストの本来の趣旨、いわゆる学力や学習状況の把握等、あと教育施策の成果と課題を検証し改善を図ること、それから学校に係る教育指導の充実等に役立てることということに沿って行うべきであること。それからまた、学校では学力向上だけではなく、体力や心の向上も考えて学校運営を行っており、知徳体のバランスのとれた教育をしたいというふうに現場としては考えていること。そういったことが、各校長会それから教育委員の皆様からの御意見でもいただいております。そうしたことを踏まえまして、全体の平均正答率等の数値の公表につきましては慎重な姿勢を示してまいりたいということでございます。ということによりまして、このイにもございますように、市平均正答率等数値の公表は行わず、全体の傾向と課題、対策を従来どおりに文章で公開するものでございます。

また、こうした市教育委員会の方向性を踏まえまして、学校においても(2)でございますけれども、保護者や地域住民に対して、これまでと同様の結果概要や分析、学校の取り組み等について、自校の状況を公表するものでございます。以上、公表方法について御協議、御決定をいただきたいものでございます。

なお、経過及び予定の(7)、(8)の今後の予定になりますけれども、8月25日には文部科学省から全国レベルでの結果公表と各都道府県市町村への結果データの配付が行われる予定でございます。教育委員会事務局といたしましては、この結果データによりまして、全市の傾向、課題、対策などを分析し、また以後の教育委員会に御報告をしていく予定でございます。

また、昨年までは市の広報、ホームページの一般市民向けの公表を2月15日ころ行っておりました。これにつきましては、市民への早期の情報提供が望ましいのではないかという観点で、本年度以降につきましては、11月1日付のそれぞれでの公表を予定してございますので、御承知

おきいただければと思います。以上でございます。

小澤委員長 ありがとうございます。慎重に検討された中で、今日、こういうふうに事務局から提示されたわけであります。委員の皆さん、御意見をお願いします。

石井委員 明日から石川で始まる国民体育大会のトラブルに遭いまして遅くなりました。申しわけありません。

今の件については、私どももみんな話し合っておりますし、校長会等もそういった御意見だそうですので、この原案どおりでよろしいかと思っております。

小澤委員長 私から1つ。この件に関しては、何回か話し合いを重ねてきたわけであります。その中、数値の公表、あるいは学校別の公表については弊害が多過ぎると、こういうことから、これらは控えるというものでありました。よって、私も事務局案を支持するものであります。

1つ要望を述べさせていただきます。昨年度の、あるいは一昨年度、従来の市教委や各学校の発表内容を見させていただきますと、文章が非常に長い。また、傾向と対策が一般的である。そこで、こゝとは文章内容の精選と、見える資料でその傾向性を示し、具体的な課題解決に向けての取り組み、それをわかりやすい言葉で表現していただきたいと、そんな思いであります。11月1日に市の広報、あるいはホームページに発表される、それまでに教育委員会にまた内容等示されます。協議会の中で御意見をいただければと思います。

討論、よろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。議事第1号は、原案のとおり決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小澤委員長 異議なしと認め、議事第1号は、原案のとおり決します。

5 その他

○その他第1号 教育委員会事務局に係る条例等の制定及び改正（案）

小澤委員長 その他の項に入ります。その他第1号、平成26年9月教育委員会事務局に係る条例等の制定及び改正であります。資料の13ページから17ページまでです。事務局からの説明を求めます。お願いします。

羽多野こども課長 それでは、13ページの要綱改正からお願いいたします。まず1番の塩尻市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正でございます。（1）のところ、改正の、の「の」が抜けて済みません。改正の理由でございますが、平成26年度幼稚園就園奨励費補助金等に係ります国庫補助の限度額等が変更されたことに伴いまして、改正をするものでございます。

改正案の概要でございますが、こちらにつきましては、私立の幼稚園3歳から5歳までということになるわけでございますが、幼児の保護者に対しまして、保育料及び入園料を減免する私立幼稚園の設置者に対しまして市が補助金等を交付する事業でございますが、この補助限度額と言いますのが国から毎年変更になって通知されてきますので、その都度、市町村においてもその表を改めるというものでございまして、例年この時期に改正をしているものでございます。

今回の内容につきましては、アといたしまして、生活保護を受ける世帯への補助限度額を、一律30万8,000円に引き上げるということでございますが、これは1人目が、現在は22万9,200円、それから同時在園している場合の第2子の場合が26万8,000円という金額でございますが、第3子につきましては、30万8,000円でございます。この第1子、第2子につきましても、30万8,000円まで引き上げるという改正でございます。

それからイといたしまして、小学校1年生から3年生までに兄または姉がいるお子さんで就園して

いる園児、その園児が第2子の場合、第3子の場合ということで、軽減をするというものでございます。それにつきましては、ウのほうにございますけれども、今までは所得制限がございまして、第2子であっても、第3子ということでありまして、所得制限にかかると補助を受けられなかったのですが、第2子、第3子につきましては所得制限を撤廃いたしまして、最高で第3子であれば30万8,000円、第2子であれば半額の15万4,000円を減免するというものでございます。なお、この改正につきましては、26年度の補助金から適用することとしております。

2番の塩尻市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則です。こちらは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律という法律が1つございまして、それと次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部が、26年10月1日から施行されることに伴いまして、必要な改正をするものでございまして、14ページの(2)のところに概要が書いてございますが、現在生活保護世帯等の保育料が徴収されない世帯の規定の中に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯というものが、今までは加わってなかったのですが、それを新たに加えて、生活保護のほかには中国からこちらのほうに帰って来た世帯ですとか、あるいは自立支援に関する法律によって支援給付を受けている受給世帯についても減免をしまいたいということでございます。

それからイといたしましては、引用する法律名が改正されたことを受けまして、母子及び寡婦福祉法という法律が今までございました。その法律を引用しておりますが、その法律名が母子及び父子並びに寡婦福祉法という法律名に変わりましたので、そのように改めるというものでございます。この施行日につきましても26年10月1日からとしております。

次の3つ目の塩尻市病児・病後児保育事業実施要綱及び塩尻市子育て支援ショートステイ事業実施要綱の一部改正でございまして、こちらにつきましても、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部が26年10月1日から施行されることによりまして、法律名を改めるというものでございまして、先ほどの2の部分と同じでございますが、母子及び寡婦福祉法という法律名を引用しておりましたけれども、母子及び父子並びに寡婦福祉法というふうに名称を改めるという改正でございまして、同じく26年10月1日から施行することとしております。

それから4番目でございまして、塩尻市民間保育所運営費等補助金交付要綱の一部改正でございまして、これは長野県の保育対策等促進事業費補助金交付要綱という要綱がございまして、民間の保育所、塩尻市でいきますとサン・サン保育園とよしだ保育園の2園でございまして、実施をいたします延長保育事業ですが、こちらを実施していく場合に基本分として年額現在456万9,000円が支払われております。それが459万1,000円ということで2万2,000円、率にいたしまして0.28%増額。それからこの後30分ごとに延長時間が延びておりますけれども、その時間に応じまして0.4%から0.5%の加算をするというものでございます。おめくりいただきまして15ページでございまして、施行日等につきましては、26年度の補助金から適用することとしております。

次、5番から8番までにつきましては、平成24年8月22日に公布をされました子ども・子育て支援法を中心といたします子ども・子育て関連3法の改正に伴いまして、各市町村で条例を制定することと定められていることによって定めるものでございます。この9月に条例化することにつきましては、各市町村におきまして、特に保育所等ですが、10月から11月にかけて、本市でもそうですが、来年度の入園の受付を始めるということもございまして、この9月に全国的にこれらの条例を制定することとなっております。制定の理由のところにもございますように、子ども・

子育て支援法が公布されたことに伴って新しい条例を制定するというものでございます。

中身につきましては、そこに書いてございますけれども、市が施設型の給付費等の子どものための教育・保育給付の支給認定を行う際の要件として、保育の必要性の認定に関する基準を定めるということでございます。これはどういうことを言っているかと言いますと、保育園に入る、例えばですね、保育園に入る場合に、今までは保育に欠ける要件といたしまして、定めておりました。それが今度は、保育の必要性を認める、認定をするという言い方になりましたけれども、中身的には同じでございます。

別冊でお配りいたしました「すくすくジャパン!」、こちらのパンフレットの9ページをご覧くださいと思いますが、こちらに保育を必要とする事由が書いてございます。1番就労から始まりまして妊娠、出産、保護者の疾病、障害等々ございますが、上から5つ目の災害復旧まで、ここまでは従来塩尻市の条例にもございました。その後、求職活動から就学、虐待やDVのおそれがある、あるいは育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であることという、この4つの部分につきましては、今回新たに明記をされております。しかしながら、塩尻市におきましては、最後の、その他、上記に類する状態として市町村が認める場合というこの条文をもちまして、この上記に新しくふえました求職活動から育児休業取得中までの部分につきましても従来から認めてきておりますので、新たにこの条例をつくったことによって大きく変わるということはありません。

まずそのところを押さえていただきまして、従来はこの部分につきましては、塩尻市保育所における保育に関する条例という条例をつくってございまして、保育園に入るためにこういう要件が必要ですよということで今までは定めておりました。それをその条例改正ではなくて、今回新たに塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例というふうにして定めた理由といいますのは、今後、幼稚園、後ほど御説明いたしますが、幼稚園でも施設型給付というものを受ける幼稚園になりますと、幼稚園に入るときにも1号、幼稚園に入る場合は1号というお子さんたちになるんですが、1号の認定を受けなさいということになります。ですから、今までは2号の認定、いわゆる3歳以上児で保育に欠けているお子さん、今度は保育が必要なお子さんというふうになるわけですが、そういう3歳以上のお子さんが2号認定者、それから3号というのは3歳未満ということで、ゼロ、1、2歳で保育が必要なお子さんというのが3号になるんですが、1号というのは今までは幼稚園に入るお子さんなものですから、当然のことながら塩尻市を通すわけではなくて、保護者と幼稚園だけで契約をして入園をしていました。

今後は、この施設型給付を受ける幼稚園になりますと、市に対して1号の認定をしてくださいという申請をすることになります。それで、その申請をされたときに、市で認定をしてあなたは1号ですっていうふうに認定をするのですが、この1号認定者というのは2号に該当しない者というふうになっております。ですから、1号っていう認定があるわけではなくて、2号に該当しないからあなたは1号ですっていう言い方になります。要するに保育に欠けている、例えば両親が家にいなくてですね、働いていないという場合には保育が必要だっていうことになりますので、このお子さんは2号という認定を受けます。ゼロ歳から2歳であれば3号という認定を受けるわけですが、そうではなくて、家にお母さんがいらっしゃる、専業主婦で家にいますっていう場合には、このお宅っていうのは保育が必要だっていう認定を受けないものですから、そういうお子さんに対しては1号に該当しますっていう結果を出してあげるっていうことになります。ということで、そういういわゆる幼稚園に入るお子さん、それから塩尻市にはございませんけれども認定こども園っていう施設、それから保育園、この3カ所に入る人たちの保育の必要性を認定する必要が出るものですから、今回のように保育所に限らずっていうことで、塩尻市保育の必要性の認定に関する基準を

定める条例っていう条例をつくりますということでございます。先ほども御説明いたしましたように、この中身につきましては従来どおりということですから、大きく変わることはございません。

それから施行日でございますけれども、24年8月に公布をされました子ども・子育て支援法という法律が、まだ実は施行されておられません。これはまた法律で、この施行日を定めるということになっておまして、まだ定まっていないんですが、この施行日に合わせてこの条例も施行してまいりたいというふうに考えております。最終的には来年の4月1日になるのか、ちょっとわからないんですが、そこまでは施行にはなるということでございます。

それから、6番の塩尻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例という長い条例でございますけれども、こちらにつきましては、済みません、またちょっとのが抜けていますが、制定の理由といたしましては、5番と同じように、子ども・子育て支援法が公布されたことに伴って定めるものですが、制定案の概要といたしまして、特定教育・保育施設が特定教育・保育を行うに当たっての運営に関する基準を定めるもの、それからイといたしまして、特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行うに当たっての運営に関する基準を定めるものということで、こちら先ほどの「すくすくジャパン！」ですね、パンフレットの3、4ページのところをごらんいただきたいと思います。こちらに、真ん中辺に黄色の幼稚園、3歳から5歳、先ほど言いましたこれが1号認定者になります。それから、認定こども園、これがゼロ歳から5歳、塩尻市にはございませんが、この認定こども園というのは幼稚園にも保育所にも行けるものですから1号、2号、3号全部の認定を受けることがあります。それから青の保育所でございますが、ゼロ歳から5歳ということで、こちらが2号と3号の両方ですね、認定を受けるということになりますけれども、この幼稚園、認定こども園、保育所っていいものが特定教育・保育施設ということになりまして、教育施設といいますのは主に幼稚園、それから保育施設といいますのは保育所ということになります。

この前についている特定というのは何かということでございますが、基本的にこの幼稚園、認定こども園、保育所といいますのは、都道府県が認可をいたします。ですから、幼稚園、認定こども園、保育所がもう県の認定の基準に従ってですね、基準を満たしている施設としてできておりますが、例えば幼稚園でありますと、現在は市内の幼稚園、先ほど最初に要綱のお話をさせていただきましたけれども、就園奨励費というような補助金を保護者がいただいてやっていくという今まで通りの運営をしていくという場合には、この施設型給付というものを受けないということになります。施設型給付を受ける場合には、もう最初からですね、利用者側からいいますと、その世帯の所得に応じまして保育料というのは軽減をされたその金額だけを払っていただく。実際にかかるサービス、幼稚園を運営していく年間の費用にその減額をされた保育料だけを充てて、残った分につきましては国、県、市のほうから施設給付費として給付がされるというものが施設型給付ということになるわけですが、そういう施設型給付を受ける幼稚園になるかならないかということ塩尻市で確認をして、それが確認できたところにつきましては、この今言いました特定という言葉がつかます。ですから、市内に3つの幼稚園がございまして、ちょっとまだお名前は出せませんが、3つのうちの1つの幼稚園はこの施設型給付を受けたいというふうに今のところおっしゃっています。あとの2つにつきましては、今までどおり私学助成とですね、就園奨励費という補助金を受けて運営をしていきたいということでございますので、その2園については今回のこの基準を定める条例の該当にはならないということになります。

今言いましたイのほうの特定地域型保育事業というのは何を指すのかと言いますと、この4ページの紫のところですね、地域型保育というのがございます。これは、現在塩尻市にはございませんけれども、ゼロ歳から2歳までを預かる事業といたしまして4つのタイプと書いてございますが、

家庭的保育（保育ママ）と書いてありますが、都会等でよくマンションの一室等で5人以下のお子さんを預かっているような事例です。それから小規模保育、これはパターンが3つございまして、A型、B型、C型、これまたちょっと後ほどこの説明をさせていただきますが、それから事業所内保育、これは会社の付属の保育施設等ございまして、従業員の子どもさんを預かるというものとしては現在、桔梗ヶ原病院にあります院内保育、それから南信ヤクルト事業所内にあります事業所内保育所っていうのがございます。ただ、この2つとも地域の子どもは受け入れをしておりませんので、この2つの保育所につきましても、この事業所内保育というこちらの地域型保育には該当しないということになります。あとは居宅訪問型保育、これはほとんどないのですが、保育園等が子ども数が減りまして保育園がなくなってしまうと、ただそこには保育が必要だという認定を受けた場合に、保育者が、来てほしいというお宅へ行って1対1で保育をする、そういう場合がこの居宅訪問型保育というのに該当いたします。こちらにつきまして、運営に関する基準を定めるということでございまして、施設につきましては先ほども申し上げましたように、もう県の基準をクリアしているものですから、例えば事業定員ですとか、正当な理由がなければ受け入れないといけないというような義務、それから小学校等との連携、運営規定等、そういうものについて定めることとしております条例でございます。なお、この条例の施行日につきましても、子ども・子育て支援法の施行日からということにしております。

7番につきましてです。今度、塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例。ちょっと6番と表題を見ていただきますと、6番の後半、及びの後の特定地域型保育事業というものと、この家庭的保育事業等というものが、実は同じものでございまして、6番の特定地域型保育事業という言い方をしていますのは、子ども・子育て支援法の規定によるものでございまして、これがイコール家庭的保育事業等になります。これは引っ張ってくる法律が違っていて、児童福祉法という法律がこの家庭的保育事業等につきまして定めておりまして、その児童福祉法におきまして、各市町村において、この家庭的保育事業所の基準を定めなさいということになっておりますので、引用してくる法律が違うということで、この表題の呼び名が変わっているということでございます。

制定の理由のところの法律名ですが、大変長い法律でございまして、これ3つ法律がございまして、さっき子ども・子育て関連3法と言いましたが、1つはですね、子ども・子育て支援法という法律でございまして、これは新たに設けられた法律でございまして、2つ目といたしましては、及びの後になります、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律でございまして、この2番目の法律というのが、いわゆる認定こども園法という法律です。この認定こども園法っていう法律は昔からあったのですが、最初に言いました子ども・子育て支援法という法律ができたことによりまして、この認定こども園法の一部も改正になっているというのが、その真ん中の部分ですね、の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律っていうのが3番目ございまして、つまり、子ども・子育て支援法という1つ目の法律と、それによって変えられた認定こども園法という法律、この2つの法律によってさらに変わった児童福祉法ですとか健康保険法ですとかというそういう法律、幾つもあるものですから、それらに関係法律の整備等に関する法律というふうに略して言いますけれども、これが関連3法になります。

今ここで出てきているのは、この3法目の関係法律の整備等に関する法律という法律で変えられました児童福祉法の改正に伴って、以下のことを定めないといけないということでございまして、(2)番の制定案の概要のところでございますように、アといたしまして家庭的保育事業、これは先ほどパンフレットのほうで見ていただきました保育ママのことですね。それからイといたしまして小規模保育事業といたしまして、A型、B型、C型と3つございまして、A型、B型につきまして

は、定員につきましては6人から19人ということで同じでございます。何が違うかと言いますと、従事する従事者でA型といいますのは全員が保育士、B型といいますのは従事する方が、半数以上が保育士という違いがございます。C型につきましては、規模も6人から10人というふうに小さくなりますし、従事者につきましても市長が行います研修等を修了した保育士又はそれと同等以上の知識と経験を持っていて市長が認めた者ということになっておりまして、特に全員が保育士でなければいけないというような言い方をしていないということでございます。それから、ウの居宅訪問型保育事業といいますのは、先ほど言いましたようにそのお宅へ行って1対1で保育をするというものですし、エの事業所内保育事業につきましては2つの、従業員の相手をしている、あるいは院内保育をしている事業所のような、そういう事業のことだということでございます。

それぞれにですね、その施設に、今度この家庭的保育事業といいますのは、先ほどの幼稚園や保育園とは違っていて、塩尻市が認可をすることになります。ですので、その施設の基準、大きさですとか、こういう部屋を用意しなければいけませんよという、そういうところも市の条例で定めるということになっておりまして、この設備及び運営に関する基準を定める条例の中で、その広さあるいは施設の専門の部屋の面積や職員配置、それから保育時間ですとか保育内容についても定めていくというものでございます。この条例の施行日につきましても、先ほど言いました略称で失礼ですが、関係法律の整備等に関する法律の施行日からということで、一緒に施行することとしております。

それから最後に、塩尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。これも先ほどの家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同じ関係法律の整備等に関する法律を引っ張ってきて、制定をしなければならないということで条例を定めるものでございまして、最後の17ページをごらんいただきたいと思います。放課後児童健全育成事業者、これは市になりますが、放課後児童健全育成事業を行うに当たっての設備及び運営に関する基準を定めるということになっております。この基準につきましては、既に国が省令で示しておりまして、その基準と同じ水準で定めるということになっております。定めることになっておりますというか、本市では同じように定めます。省令と同じなのでわざわざ市の条例を定めなくてもいいのではないかとこの考え方もございますけれども、それを同じで定めるという意思表示ということで、市の条例で定めなさいということで国で定められているものでございます。塩尻市につきましては、この水準を、全ての項目にわたって省令に沿ってうたっておりますけれども、県外の条例を見ますと、この項については国の何々省令で示されているとおりにというように、全部こちらのほうに振ってしまっているような条例の定め方をしているところもございますけれども、本来はですね、なぜ市の条例で定めるかと言いますと、国のほうで定めているのは最低基準であって、それを市町村の判断でよりその子どもさんたちにとって、よい環境をつくってあげなさいよっていう少しでも向上するよということ市町村の意思を反映できるように条例化しなさいということになっております。

塩尻市の場合には、先ほども申し上げましたように国の省令と同じ水準で定めてはおりますけれども、例えば児童1人当たりの基準といたしましては、1人当たり1.65平方メートル確保しなさいよというふうになっております。これにつきましては、実際に厳しいというか、いっぱいの場合所においても、1人に2平方メートル以上でございます。最大ではですね、10平米以上くらいあるクラブもございまして、そういうように職員の配置もそうなんですけれども、最低基準よりは塩尻市は手厚く今のところ配置等をしてきているということでございまして、その方針につきましては今後も同じように考えてまいりたいというふう考えております。

なお、児童の数ですね、支援する1つの単位といたしましては、人数をおおむね40人以下にし

なさいということで国から定められております。この基準につきましては、市内の3つの児童クラブにおきましてオーバーをしております。60人ですとか70人というような規模になっております。そこにつきましては、2つのグループに分けることによりましてAグループは当面この時間帯は遊戯室で運動、動いて遊びましょう、それからBグループについては図書室だとかクラブ室のほうで本を読んだり勉強したりしましょうというようなことでグループ分けをして、活動させるということで区分ができるのであればそれでもいいということでございますので、そのような運用させていただきたいと思っておりますし、それでも無理な場合には近隣の地区センター等も活用して適正な規模での運用に努めていきたいというふうに考えております。施行日につきましては、先ほど来出ております関係法律の整備等に関する法律の施行日に合わせて施行してまいりたいということでございます。大変雑駁な説明でございますが、以上でございます。

小澤委員長 丁寧にありがとうございました。9月議会に条例案として上程されることとなります。御説明をお聞きして、質問等ございますでしょうか。

渡辺職務代理者 14ページの上から2行目ですかね、中国残留邦人等という、これは戦争によって中国に残られた人のことを言うわけですね。そうすると、その御家庭世帯というのはもう孫、ひ孫、保育園に入るのは孫、ひ孫の時代なんで、どこらまでをその対象にするんでしょうか。例えば同居している、していないとかそういう分け方ってあるんでしょうか。際限なく広がっていくような気がするんですけども、切りがないという。

小澤委員長 この点でよろしくをお願いします。

羽多野こども課長 これは、うちで言えば福祉課ですけども、この該当する世帯を把握しております。市では今現在、本日に至るまで該当者がいないというふうにお聞きしておりますけれども、この該当する世帯があると言われたときにこども課で保育料の減免に該当させるっていうふうに考えてはおりますけれども、その同居している、していないっていう、今、委員さんの御質問につきまして、ちょっと福祉のほうでどのような把握をしているかっていうところがちょっとわからないものですから、また確認をさせていただいて御報告させていただきたいと思っております。

小澤委員長 1点よろしいでしょうか。8に関してです。放課後児童クラブ、行政ができないところを民間が担ってくださるということでありますけれども、現在、民のほうで参入の姿勢を示しているところはあるでしょうか。例えば社協なんかは、手を挙げるかどうか、そこら辺の見込みはどうでしょうか。

羽多野こども課長 現在、8館1分館ございまして、そのうち洗馬児童館につきましては、ふれあいセンター洗馬と一緒に指定管理ということで社会福祉協議会にお願いをしております。社会福祉協議会で、うちで言いますと洗馬児童館でございますが、それを受けるに当たって昨年からです、25年からは第2期になってますが、24年のときにプロポーザルを実施いたしまして、そのときに労福協ながのという松本市さんあたりのところでも幾つか児童館を運営しているというようなところもありまして、そこも一緒に手を挙げてきたというような部分もございまして、委託あるいは指定管理に出そうと思えば、やってもいいよっていう、あるいはそういうノウハウを持っていらっしゃる事業者はいるっていうことは認識をしております。

現在ですね、それを民間に出すことについて今後どういうふうに考えていくのかという部分でございまして、現在、洗馬の児童館等の年間の維持費ですとか経費と、それからほかの児童館との経費を比べますと、若干割高と言いますか、金額的にはどうしても高いんですね、洗馬児童館のほう。それはなぜかと言いますと、洗馬児童館の場合には月に1回ワックスがけをしなければいけないというようなそういう清掃の関係がございまして、ほかの施設というのは、大体が保育園だったところの後利用とかですね、そういうところなものですから、そういういわゆる清掃に対する制限

というのは何もないんですけれども、仕様で必ず月に1回そういう清掃をしなきゃいけないという部分で、その委託費みたいなものがどうしても余計にかかってきてしまう。それを除いても若干割高という部分がありまして、その費用と、それからやっている中身っていうのを比較したときに、一概に指定管理に出したからいいよとか、あるいは自営でやっているところということが悪いよっていうところっていうのは今のところあまり明確になっていないものですから、今後の研究課題とさせていただきます。今、見守っているような状況でございます。

小澤委員長 ありがとうございます。

石井委員 今の洗馬の児童館の問題ですけれども、あれができ上がったときに、指定管理どうしようかっていう話になりまして、私どもは顔の見える社協にお願いしたいというふうな経過の中お願いしてやってきたと。若干割高っていうことは、清掃も今お話があったように、きちんと1カ月に1度ずつ清掃業者が入って清掃してくれるというような点もありますし、非常に顔の見える人たちがやっていただいているので、非常にいいんじゃないかなと、私は思っています。全然ほかの業者が来てやるよりも塩尻市の人たちがしてくれるのがいいんじゃないかなと思っています。

小澤委員長 よろしいでしょうか。

○その他第2号 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

小澤委員長 その他の第2号に入ります。損害賠償の額の決定の専決処分報告について、事務局から御説明をお願いいたします。

羽多野こども課長 損害賠償の額の決定の専決処分報告についてでございます。これは去る7月14日に専決処分をしたものでございまして、ここに概要にもございますように、5月29日でございますが、交差点で相手方のほうに一時停止の表示がある道路でございまして、公用車でその道を直進、東に向かって進んでおりましたところ、南から北に向かって右から来た車ですが、交差点内に一時停止をせずに進入してまいりまして、その車が公用車の後部に接触をしたということでございます。ただし交差点内、しかも双方とも動いていたということで、20%の市側の過失割合がございましたということで、2万7,423円ということで損害賠償の額として決定がされましたので、その内容で専決処分をさせていただいたものということで御報告をさせていただくものです。よろしくをお願いいたします。

小澤委員長 よろしいでしょうか。御承知おきください。
遺跡まつりについてお願いします。

小林平出博物館館長 お手元に遺跡まつりのチラシ、お配りしてありますが、今回は9月7日の日曜日10時から2時までということでございます。昨年度はそば切り物語りと同時開催となりましたが、そば切り物語りは10月25日、26日に、遺跡公園で開催ということになりました。一昨年と同様に、遺跡まつり単独の開催となりますので、またぜひおいでをいただきたいと思っております。以上です。

小澤委員長 ありがとうございます。以上が予定された案件全てであります。事務局で補足ございますでしょうか。

米窪教育企画係長 特にございません。

小澤委員長 委員のほうからどうでしょうか。
なしということですね。

6 閉会

小澤委員長 以上で8月の定例教育委員会を終わります。ありがとうございます。